

容器包装廃棄物に係る
分別収集計画
(第11期)

広島県廿日市市

廿日市市容器包装に係る分別収集計画目次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	2
3.	計画期間	2
4.	対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
10.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
11.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の多くを占めている容器包装廃棄物を計画的に分別収集し再利用することにより、廃棄物増大による環境への負荷を低減し、最終処分場の残余容量及び残余年数を確保し延命化を図ること等を目的に平成7年に制定された。

さらに平成18年の改正により、リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進し、すべての関係者の協働を図り、社会全体のコストを低減することにより容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとされている。

この容器包装リサイクル法第8条第1項では、容器包装廃棄物を計画的に分別収集し再商品化を進めるために、市町村に「分別収集計画」の策定を義務付けており、廿日市市では、平成8年度に第1期分別収集計画を策定以降、3年おきに見直し、今回は第11期目の計画策定となる。

廃棄物の抑制を図り、啓発活動を推進するとともに、市民、事業者、市のそれぞれの役割と責任を明確にして、それぞれのパートナーシップを確立することが重要であることを示し、「持続可能な社会の形成」に対して地域社会全体が認識し行動するための具体的な方策を定めるものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルについて容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・ 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進
- ・ 地球環境保全の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチールかん、アルミかん、無色びん、茶色びん、その他びん、紙パック、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。製品プラスチックについては、令和11年度から分別収集の対象とすることを予定している。なお、本計画においては容器包装廃棄物の各名称を次のとおりとする。

容器包装廃棄物の名称

容器包装リサイクル法による名称	本計画で用いる名称
主として鋼製の容器包装	スチールかん
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミかん
主としてガラス製の容器包装－無色のガラス製容器	無色びん
主としてガラス製の容器包装－茶色のガラス製容器	茶色びん
主としてガラス製の容器包装－その他のガラス製容器	その他びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料またはしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器包装	ペットボトル
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物 排出見込量	2,165 t	2,158 t	2,152 t	3,017 t	3,011 t
製品プラスチック	0 t	0 t	0 t	200 t	200 t

(法第8条第2項第1号)

各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの種類別排出量の見込み

(単位：t/年)

区分		年度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
金属	スチールかん	87	86	86	86	86
	アルミかん	128	127	127	127	126
	小計	214	214	213	212	212
ガラス	無色びん	84	83	83	83	83
	茶色びん	120	119	119	119	118
	その他びん	104	104	103	103	103
	小計	307	306	305	304	304
紙類	紙パック	420	419	417	398	397
	ダンボール	696	694	692	685	683
	その他紙製容器 包装	—	—	—	—	—
	小計	1,116	1,112	1,109	1,083	1,080
プラスチック	ペットボトル	239	239	238	235	234
	プラスチック製 容器包装	288	287	286	1,182	1,181
	製品プラスチック	0	0	0	200	200
	小計	527	526	524	1,617	1,616
合計		2,165	2,158	2,152	3,217	3,211

※製品プラスチックは、令和11年度より分別収集開始の予定であり、それまでの期間については燃やせるごみとして回収した後に焼却し熱回収しているため、令和8年度から10年度の排出量の見込みは0 tとする。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、協働を図る。

（1）市民における方策

① 資源ごみの分別排出の徹底及び集団回収、店頭回収への参加促進

家庭から排出される容器包装廃棄物等の資源ごみの分別排出、分別マナーを徹底するとともに、集団回収や店頭回収への積極的な参加を促進する。

② 包装の削減

商品を購入する際には、買い物袋（マイバッグ）を持参することで、包装紙やレジ袋等の削減を心がける。

③ 再商品の使用推進、使い捨て品の使用抑制

使い捨て商品の購入を控え、リターナブル容器、繰り返し使える容器に入った商品及び再生品の購入、使用を心がける。

（2）事業者における方策

① 商品の生産段階における方策

再生できる、再生しやすい商品及びごみにならない商品の開発に努める。また、大規模事業所においては減量計画を策定する。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

スーパー、小売店舗等における簡易包装を促進し、消費者への理解を求める。また、買い物袋持参の奨励を行う。

③ 再生商品の販売促進

再生商品コーナー等を設け、消費者の再生商品に対する認識を高め、省資源、ごみ減量化に向けた取り組みをPRする。

（3）市における方策

① 環境フェスタ、リサイクル講座、関連イベント実施による啓発

環境フェスタやリサイクル講座等のごみ・環境問題に関するイベントを実施し、住民の意識向上を図る。

② ホームページ、広報及びごみ分別アプリを利用した啓発

市のホームページ、広報及びごみ分別アプリに廿日市市のごみ処理やリサイクルの現状に関する情報、ごみ減量やリサイクルに関する役立つ情報を掲載する。

③ 学校教育での環境教育の推進

本市の環境、ごみ処理の現状を踏まえた環境教育の副読本の作成・配布、市職員による学校への出前講座、地域に在住の専門家による野外学習などを実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表中欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	備考
スチールかん	びん・かん類	
アルミかん		
無色びん		
茶色びん		
その他びん		
紙パック	紙・布類	
ダンボール		
ペットボトル	ペットボトルなどプラスチック製の容器	令和11年度からプラスチック製容器包装の収集品目の拡大を予定。
プラスチック製容器包装		
製品プラスチック	未定	令和11年度から分別収集を予定。

※ペットボトル、プラスチック製容器包装は、製品プラスチックの分別収集開始に伴い、製品プラスチックとあわせて分別区分の検討を行う予定。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

区分		年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
金属	スチール	合計量	87	86	86	86	86	
		うち独自処理量	87	86	86	86	86	
	アルミ	合計量	128	127	127	127	126	
		うち独自処理量	128	127	127	127	126	
	小 計			214	214	213	212	212
	ガラス	無色びん	合計量	84	83	83	83	83
うち独自処理量			0	0	0	0	0	
茶色びん		合計量	120	119	119	119	118	
		うち独自処理量	0	0	0	0	0	
その他びん		合計量	104	104	103	103	103	
		うち独自処理量	0	0	0	0	0	
小 計			307	306	305	304	304	
紙類		紙パック	合計量	8	8	8	8	8
	うち独自処理量		8	8	8	8	8	
	ダンボール	合計量	586	584	583	581	579	
		うち独自処理量	586	584	583	581	579	
	その他紙製容器包装			—	—	—	—	
	小 計			594	592	591	589	587
プラスチック	ペットボトル	合計量	185	184	184	183	182	
		うち独自処理量	0	0	0	183	182	
	プラスチック製容器包装	合計量	96	96	95	1,000	1,000	
		うち独自処理量	0	0	0	1,000	1,000	
	うち白色トレイ		—	—	—	—		
	製品プラスチック	合計量	0	0	0	200	200	
		うち独自処理量	0	0	0	200	200	
	小 計			280	280	279	1,383	1,382
分別基準適合物			1,396	1,392	1,388	2,489	2,485	

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体による集団回収が進んでいるダンボール等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施し、また、店頭回収が進んでいるスチールかん、アルミかん、紙パック、ペットボトル及びトレイについては、引き続き事業者による回収も実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別 保管等段階	
かん	スチールかん	びん・かん類	市による指定日回収	市	
			住民団体による集団回収	住民	
			事業者による店頭回収	事業者	
	アルミかん		市による指定日回収	市	
			住民団体による集団回収	住民	
			事業者による店頭回収	事業者	
びん	無色びん		市による指定日回収	市	
			住民団体による集団回収	住民	
	茶色びん		市による指定日回収	市	
			住民団体による集団回収	住民	
	その他びん		市による指定日回収	市	
			住民団体による集団回収	住民	
紙	紙パック	紙・布類	市による指定日回収	市	
			住民による集団回収	住民	
			事業者による店頭回収	事業者	
	ダンボール		市による指定日回収	市	
住民団体による集団回収			住民		
プラスチック	ペットボトル		ペットボトルなどプラスチック製容器	市による指定日回収	市
				事業者による店頭回収	事業者
	プラスチック製容器包装			市による指定日回収	市
		トレイについては店頭回収		事業者	
製品プラスチック	未定	市による指定日回収	未定		

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市のリサイクルプラザで中間処理・保管を一括して行うこととする。

また、プラスチック製容器包装の収集品目の拡大及び製品プラスチックの分別収集に対応するため、リサイクルプラザでの中間処理工程の見直しと保管設備の整備を行う予定。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチールかん	びん・かん類	白色の指定袋	ダンプトラック	はつかいち リサイクルプラザ
アルミかん				
無色びん				
茶色びん				
その他びん				
紙パック	紙・布類	ひもでしぼる		
ダンボール				
ペットボトル	ペットボトルなどプラスチック製容器	白色の指定袋		
プラスチック製容器包装				
製品プラスチック	未定	未定	未定	未定

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

市民や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会を継続的に運営する。
また、公衆衛生推進協議会と連携を行う。

(2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

住民団体による集団回収を促進するため、助成を行う。

(3) その他必要と考えられる事項

ホームページ、広報及びごみ分別アプリを活用し、ごみの減量化・資源化に関する情報を発信する。